

事務連絡

令和2年4月17日

保護者様

藤枝市児童課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

登園自粛については、これまでもご協力をいただきましたが、政府の緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大防止のため、**4月20日～5月6日**までの間、市から登園自粛の要請をさせていただきます。

今後、対応に変更があった場合には、随時お知らせしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

1 登園自粛の要請について

児童及び施設職員の安全・健康確保の観点から、仕事を休むことが困難なご家庭など、施設の利用が真に必要な児童を除き、登園を自粛するようお願い申し上げます。

なお、ご家庭の事情で保育を希望される場合でも、37.5度以上の発熱又は強いだるさや息苦しきなどの風邪の症状がある場合には、登園を控えてください。登園後に同様の症状が見られた場合には、速やかに帰宅し、休養するようお願いいたします。

2 登園自粛要請期間（4月20日～5月6日）での保育料・副食費等の取り扱いについて

【保育料について】（0歳児～2歳児）

登園自粛をしたご家庭の保育料については、自粛期間の保育料を日割計算し、後日返還いたします。

【副食費等について】（3歳児～5歳児）

園にお問い合わせください。

担当 児童課 保育推進係
電話 054-643-3325